

## 第5章 将来見通しの推計方法の検証

### 1. 検証の観点

財政再計算においては、その算出の基礎となる基礎数・基礎率や、将来見通しの算出方法などが将来推計に大きな影響を与えることはいうまでもない。被保険者や受給者の状況やその特性について制度によって違いがあるため、必ずしも財政再計算が全制度同じ方法によってなされているわけではない。また、同じ基礎数・基礎率でも、将来推計の方法によっては設定方法を変える必要がある。そこで、前章までで各制度の再計算結果を検証してきたが、この章では、各制度の基礎数・基礎率の設定や算出方法について、検証する。

### 2. 基礎数、基礎率とその作成方法

#### ①基礎数、基礎率の種類

各制度からのヒアリングをもとに、基礎数、基礎率の使用状況を一覧にまとめたものが図表 5-2-1 である。呼称の相違を除き、同様の基礎数、基礎率が用いられているが、制度により、若干の違いが見受けられる。

(図表 5-2-1) 基礎数、基礎率の概要

		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
将来推計人口・加入者数の見込み		○	○	○	○	○	
労働力率の見通し		○	-	-	-	○	
基礎数		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
被保険者	被保険者数	○	(組員数)	○	○	○	私学は初任年齢グループ別
	平均加入期間	○	(平均組員期間)	○	-	○	
	平均標準報酬月額	○	○	(平均給料月額)	○	-	私学は初任年齢グループ別 地共は平均給料月額
	標準報酬月額の累計	○	○	(給料累計額)	○	-	私学は初任年齢グループ別 地共は再評価前、後の両方
	保険料納付月数、保険料免除月数、 学生納付特例月数の平均	○	-	-	(1人当たり全期間平均給与月額)	○	
待期者	待期者数	○	○	○	○	○	厚年、国年は被保険者期間別 地共、私学は退年・通退別
	(待期者の)平均加入期間	○	(平均組員期間)	-	-	○	
	(待期者の)標準報酬月額累計	○	(平均標準報酬月額)	-	-	-	
	年金額	-	-	○	○	-	
	保険料納付月数、保険料免除月数、 学生納付特例月数の平均	○	-	-	-	○	
受給権者	受給権者数	○	○	○	○	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別
	年金額	○	○	○	○	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別 厚年、国年、私学は給付の種類別

基礎率		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
加入年齢分布率	性別・年齢別	—	○ (新規加入者発生割合)	○	○ (初任年齢分布)	—	私学は初任年齢グループ別
総脱退力	性別・年齢別	○	○ (総脱退率)	○ (総脱退率)	○	○	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
(公務外)死亡脱退力	性別・年齢別	○	○ (公務外死力)	○ (公務外在職死力)	○ (死亡力)	○	
公務上死亡脱退力	性別・年齢別	—	○ (公務上死力)	○ (公務等在職死力)	—	—	
(公務外)障害年金発生日	性別・年齢別	○	○ (公務外障害共済年金発生日)	○ (公務外障害発生日)	○	○	
公務上障害年金発生日	性別・年齢別	—	○ (公務上障害共済年金発生日)	○ (公務等障害発生日)	—	—	
障害一時金発生日	性別・年齢別	—	—	—	○	—	
標準報酬指数	性別・年齢別	○	○	○ (給料指数)	○	—	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
ボーナス支給割合	性別・年齢別	○	○ (報酬年額に対する期末手当等の割合)	○ (期末手当等の割合)	○ (年取の対月収比率)	—	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
年取の対月収比率調整率	年次別	—	—	—	○	—	
納付率		—	—	—	—	○	
免除率		—	—	—	—	○	
年金失権率	性別・年齢別・年金種別別	○	○	○	○	○	地共は退職、遺族については年度別
有遺族率	年齢別	○	○	○	○	○ (遺族年金発生割合)	厚年は性別・年金種別別 国共、地共、私学は性別
被保険者であった者と遺族年金受給権者の年齢相関	性別・年齢別	○	○ (遺族の年齢)	○ (配偶者との年齢差)	○ (夫婦年齢差、親子年齢差)	○	
受給権者一人当たり加給年金対象者数割合	性別・年齢別	○	○ (被扶養配偶率)	—	○ (配偶者加給の対象者率)	○ (加算割合)	厚年、国年は年金種別別
障害共済年金の加給年金対象率	性別	—	○	—	—	—	
障害年金等級割合		○	○	—	○ (障害年金発生日者等級割合)	○ (障害基礎年金の等級割合)	厚年、国共、私学は性別 国年は年金種別別
有子割合	年齢別	○	—	—	—	—	
再加入率	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
再加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
新規加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	○	—	—	—	
年金停止率		○ (在職老齢年金受給額割合)	○	—	○	—	厚年、私学は性別・年齢別 国共は性別
有3号率	性別・初任年齢グループ別・加入年数別	—	—	—	○	—	
2号、3号対象者調整率	性別	—	—	—	○	—	
経済的要素		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
物価上昇率		○	○	○	○	○	
賃金上昇率		○	○	○	○	○	
運用利回り		○	○	○	○	○	

注1. 厚年、国年については、「性別」は、被保険者種別とみなす。

2. 年金種別とは、厚年、国共済、地共済、私学共済については老齢(老齢相当、通老相当)、障害、遺族を指す。また、国年については老齢基礎、旧法老齢、障害基礎、旧法障害、遺族基礎、旧法遺族の各年金と死亡一時金を指す。

## ②基礎数の作成方法とそのデータ

被保険者に関する項目(被保険者数、平均標準報酬月額等)について、厚生年金、国共済、地共済は年齢別に作成しているが、私学共済は年齢別ではなく、被保険者となった年齢で10のグループ(19歳(19歳以下)、22歳(20～24歳)、27歳(25～29歳)、32歳(30～34歳)、37歳(35～39歳)、42歳(40～44歳)、47歳(45～49歳)、52歳(50～54歳)、57歳(55～59歳)、63歳(60歳～69歳):初任年齢グループ)に分けて作成している。これは、初任年齢によって脱退や報酬の傾向が異なることに着目した、私学共済独自の推計方法で、年齢階級別に行うよりも正確に推計が可能になると考えられる。このように、制度独自の状況を織り込んで推計することは有用である。

また、待期者に関する項目をみると、厚生年金、国共済は標準報酬に関する項目があるが、地共済、私学共済にはない。一方、年金額については、地共済、私学共済にはあるが、厚生年金、国共済にはない。これは、厚生年金、国共済は、待期者が受給権者になる段階で年金額を計算するのに対し、地共済、私学共済は、被保険者が待期者になる段階で、あらかじめ年金額を計算しておくという、推計方法の違いによるものである。

基礎数の設定方法について、制度ごとに比較したのが図表 5-2-2 である。データの使用年度についてみると、厚生年金、国民年金は平成 13 年度末の、国共済、地共済は平成 14 年度末の、私学共済は平成 15 年度末の個票、調査を用いている。これは、財政再計算を行う時期が制度によって異なるため、最も新しいデータを基礎として用いた結果、使用年度が制度によって異なることとなっている。

基礎数の設定方法は、大きく分けて被保険者に係るもの、待期者に係るもの、受給権者に係るものに大別され、次のとおりである。

(図表 5-2-2) 基礎数の設定方法

	内容	使用年度	出所	抽出方法	作成方法
被 保 険 者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正
	国共済 性別・年齢別・組合員期間別	14年度末	動態統計調査	2割抽出	14年度末の調査対象者に合計が実績値に合うよう抽出倍率を乗じて作成した。
	地共済 性別・年齢別・組合員期間別	14年度末	組合員等 現況調査	20分の1 抽出	実績の人数等に母集団復活させた。
	私学共済 性別・初任年齢グループ別・ 加入年数別	15年度末	個票	全数	
	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正
待 期 者	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	次の1～3を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時 点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を 削除する。 3 1人で複数の記録を所有する者と推定される者の記録の接合 新規裁定者の平均被保険者期間の実績と基礎数作成に用いる被 保険者・受給待期者のデータにおける平均被保険者期間が滑らか に接続するよう被保険者期間の重複が全くないデータ同士を接合さ せる。
	国共済 性別・年齢別	14年度末	年金受給権者 統計	全数	脱退年度から14年度までの累積の生存率(1-失権率)を乗じて作 成。
	地共済 性別・年齢別・退年・通退別	14年度末	組合員等 現況調査	全数	
	私学共済 性別・年齢別・ 退年・通退別	15年度末	個票	全数	待期期間における死亡を考慮している。また、加入者期間20年未 満者分については年齢別年金請求割合を乗じて、待期間者数を30% 程度に割り落としている。
受 給 権 者	国民年金 被保険者種別・年齢別・ 被保険者期間別	13年度末	個票	100分の1 抽出	次の1～2を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時 点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削 除する。
	厚生年金 被保険者種別・年齢別・ 年金種別別	13年度末	個票	全数	加給年金等については、推計過程において、年金受給権者1人当 たり加給対象者数割合を乗じることとしているため、一旦、受給権者全 てに対して計上している。
	国共済 性別・年齢別・年金種別別・ 退職年度別	14年度末	年金受給権者 統計	全数	
	地共済 性別・年齢別・年金種別別	14年度末	組合員等 現況調査	全数	年度末の年金受給権者及び年度内における失権処理を行った年金 受給権者
	私学共済 性別・年齢別・年金種別別 国民年金 被保険者種別・年齢別・ 年金種別別	15年度末 13年度末	個票 個票	全数 全数	遺族年金については、妻及び第1子に着目して推計を行っているた め、この者に係る基本年金額と加給年金額に分けて計上している。

#### ○被保険者に係るもの

被保険者に係るものについてみると、厚生年金、国共済、地共済、国民年金は、それぞれ 100 分の 1、5 分の 1、20 分の 1、100 分の 1 の割合で抽出し、実績に一致するよう補正して作成している。私学共済については、全数調査により作成している。

#### ○待期者に係るもの

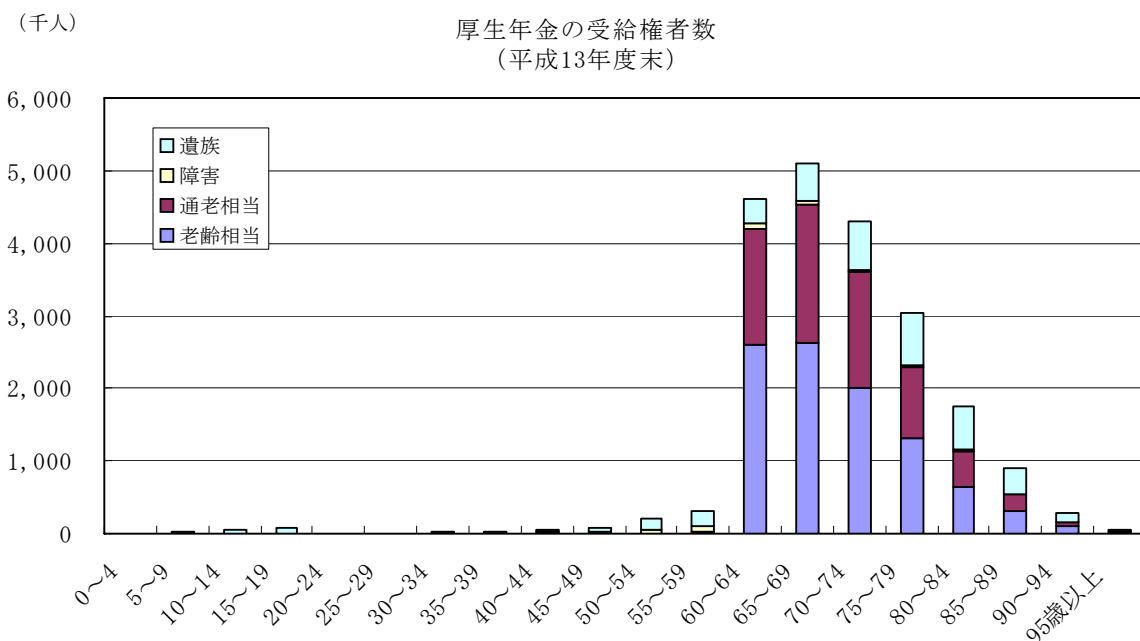
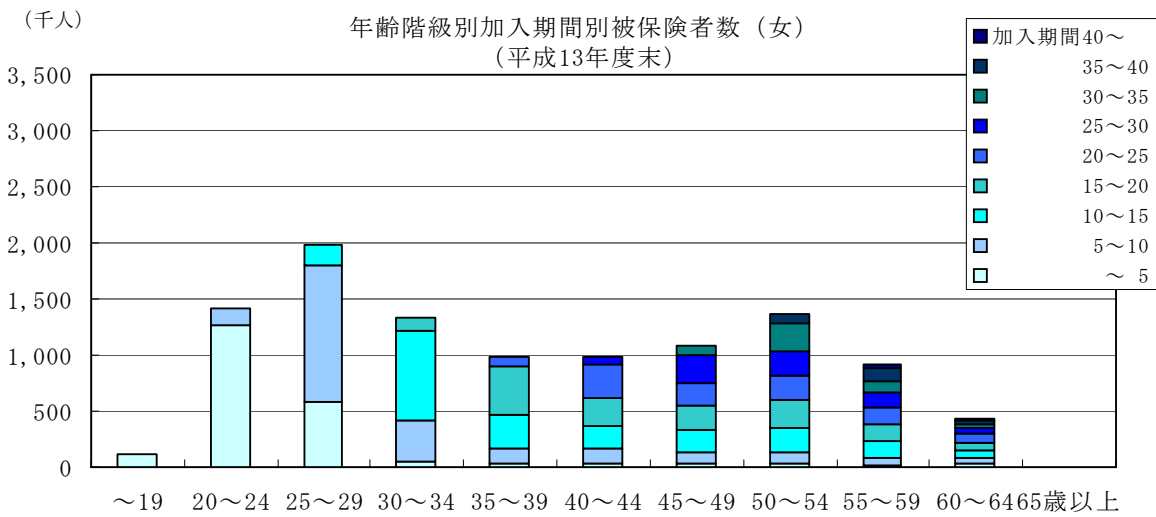
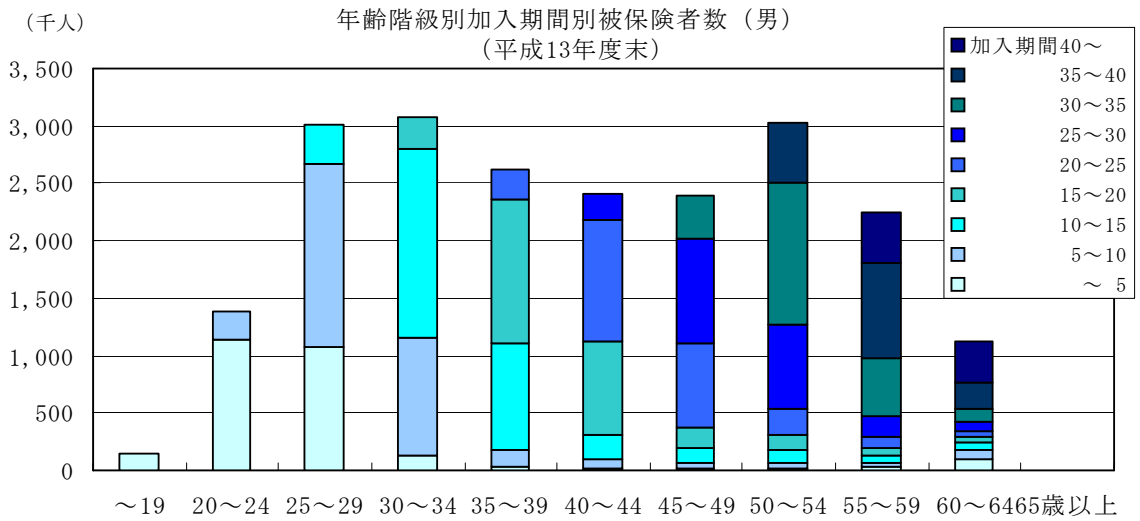
待期者に係るものについてみると、厚生年金については、100 分の 1 の割合で抽出し、70 歳以上の受給待期者の削除、待期期間における死亡推定者の削除、一人で重複して記録をもつと推定される者の記録の接合をしている。国共済では、全数について調査し、脱退年度から 14 年度までの累積の生存率を乗じて作成している。地共済では、全数について調査して作成している。私学共済は、全数調査により作成後、待期期間における死亡を考慮している。さらに、実績が見通しを大きく下回っていると年金数理部会が指摘をしていた加入期間 20 年未満者分については、年齢別年金請求割合を乗じて、待期者数を 30%程度に割り落としている。国民年金については、100 分の 1 の割合で抽出し、70 歳以上の受給待期者の削除、死亡推定者の削除をしている。

#### ○受給権者に係るもの

いずれの制度も、全数調査により作成している。

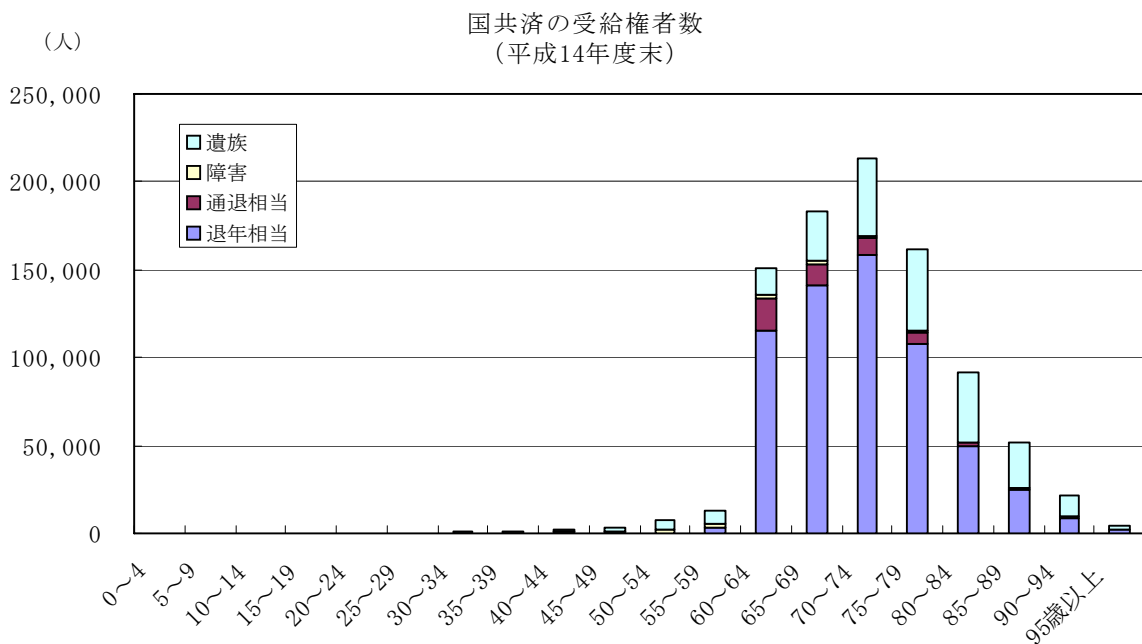
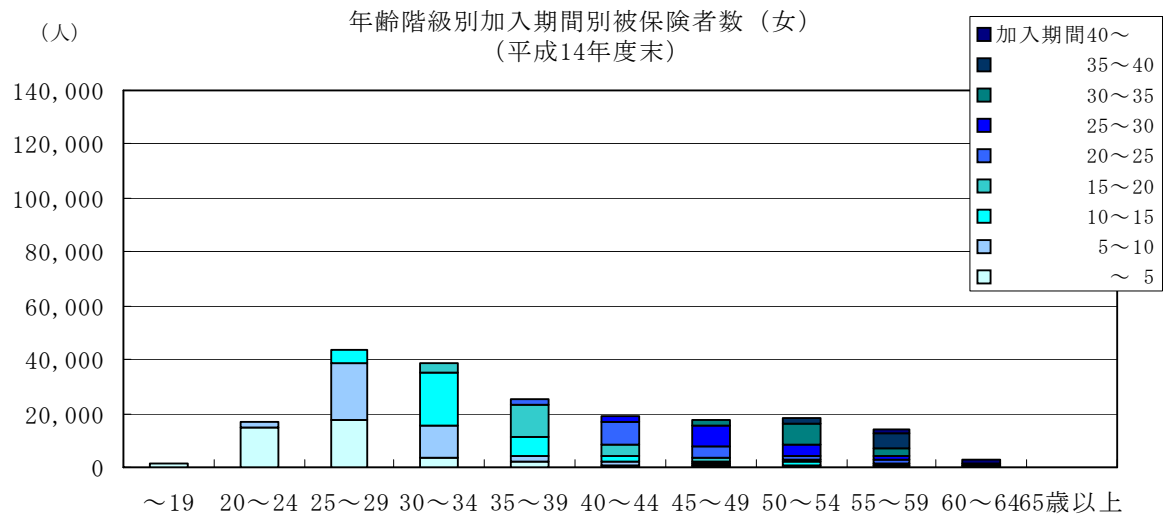
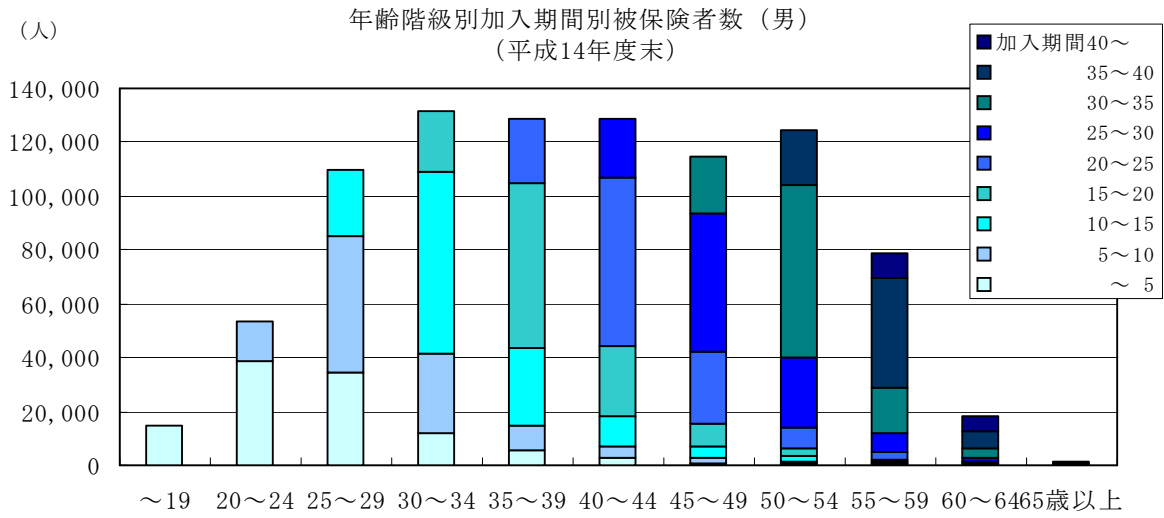
これらの基礎数は、各制度とも利用し得る最も近い実績に基づき作成されており、妥当なものだといえる。基礎数として用いられている被保険者数、受給権者数をグラフにしたのが図表 5-2-3 である。

(図表 5-2-3-1) 厚生年金の基礎数の概要

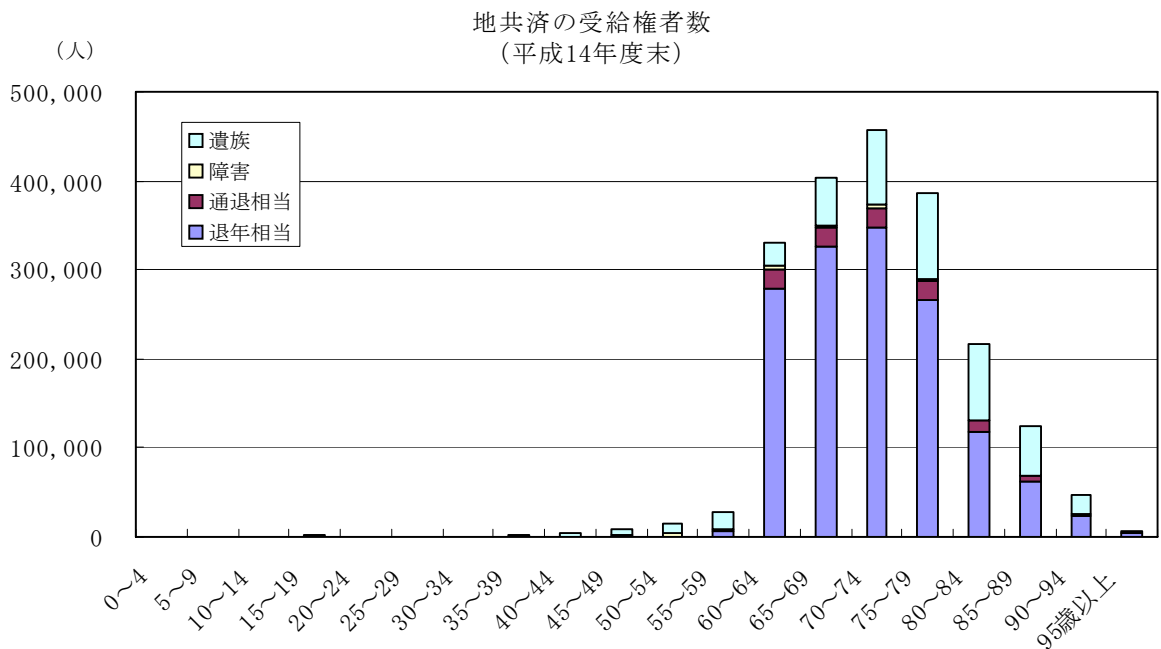
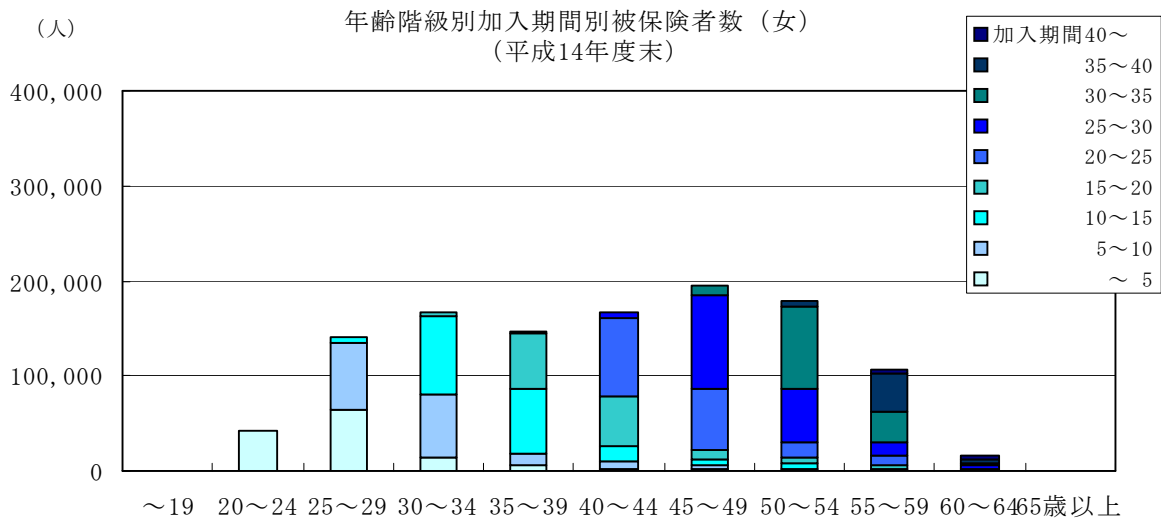
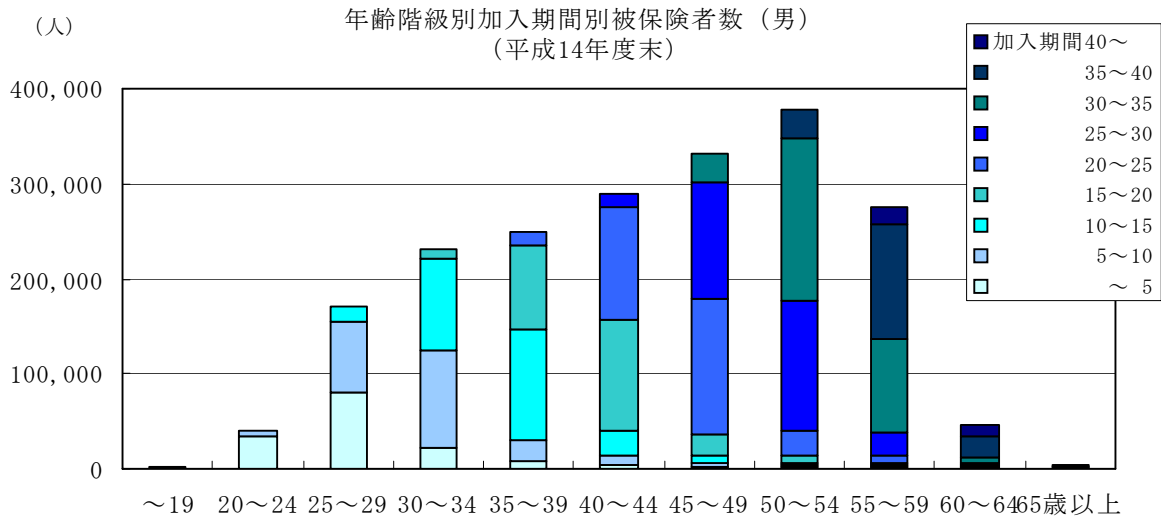


(注: 旧農林共済組合を含む)

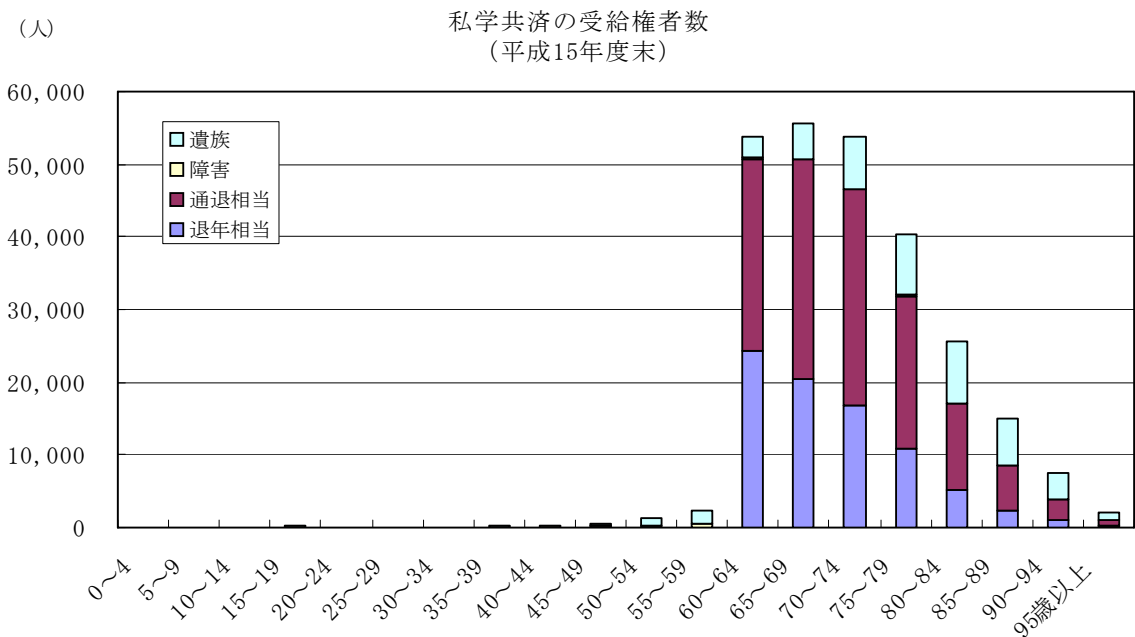
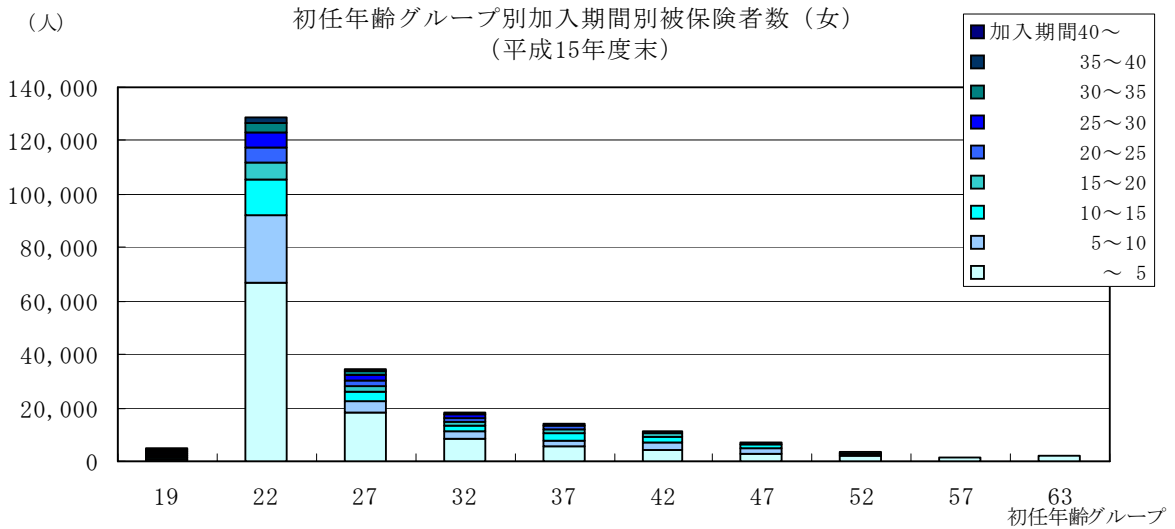
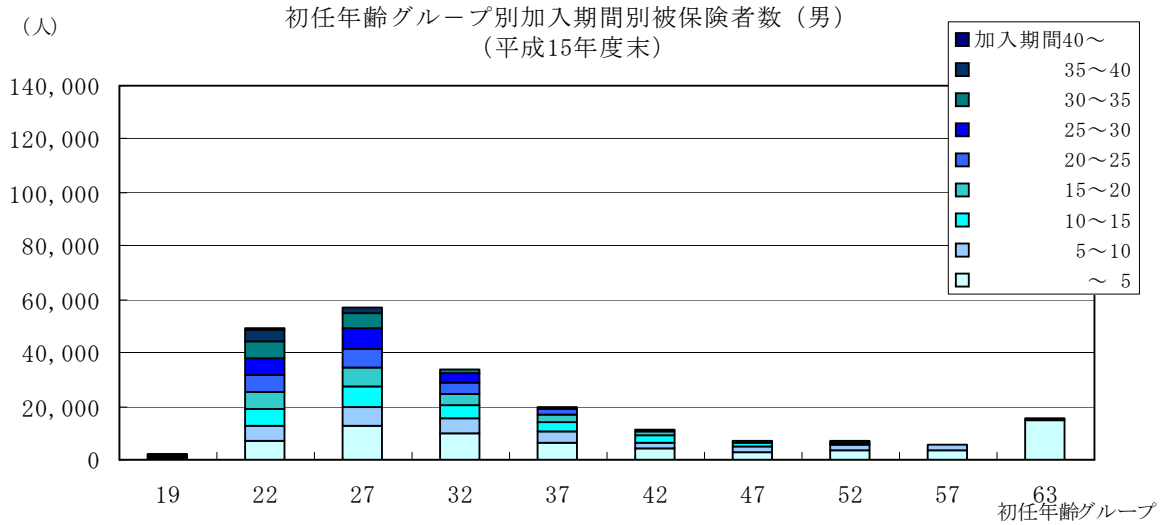
(図表 5-2-3-2) 国共済の基礎数の概要



(図表 5-2-3-3) 地共済の基礎数の概要

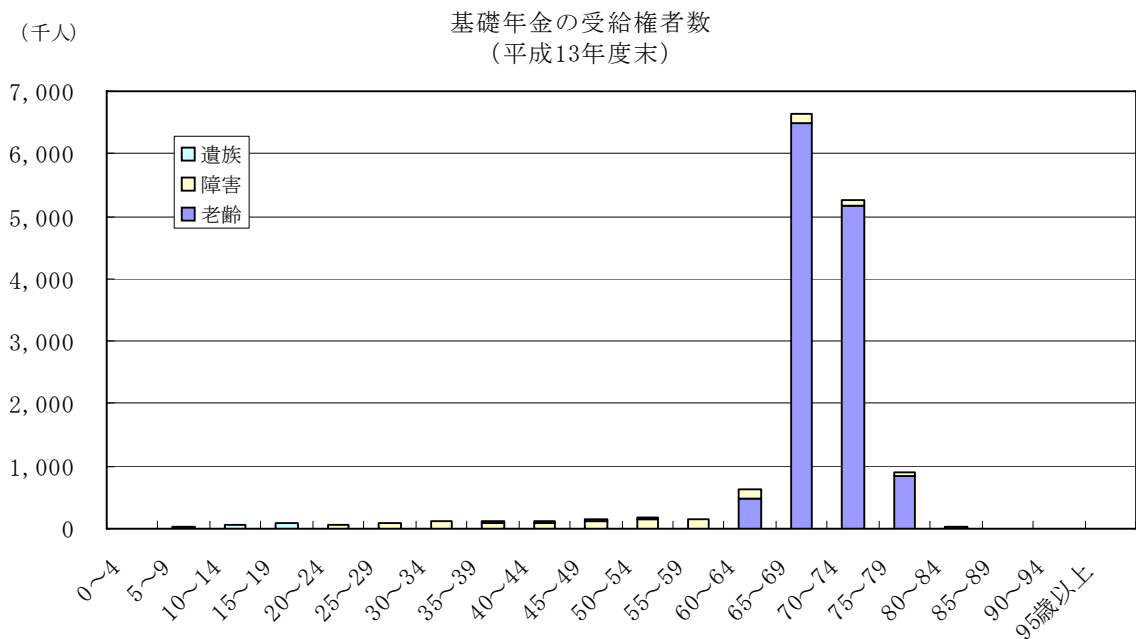
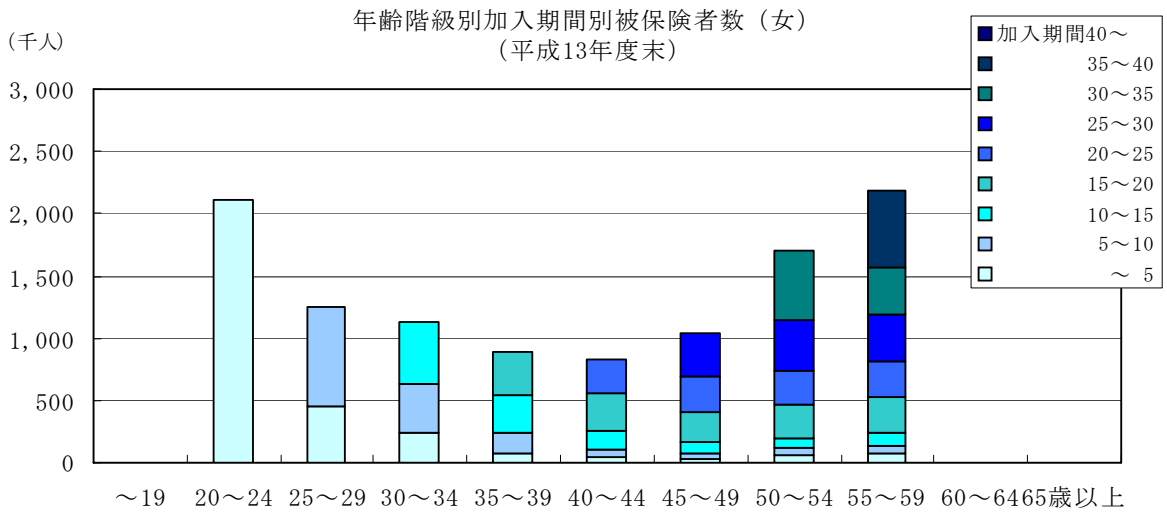
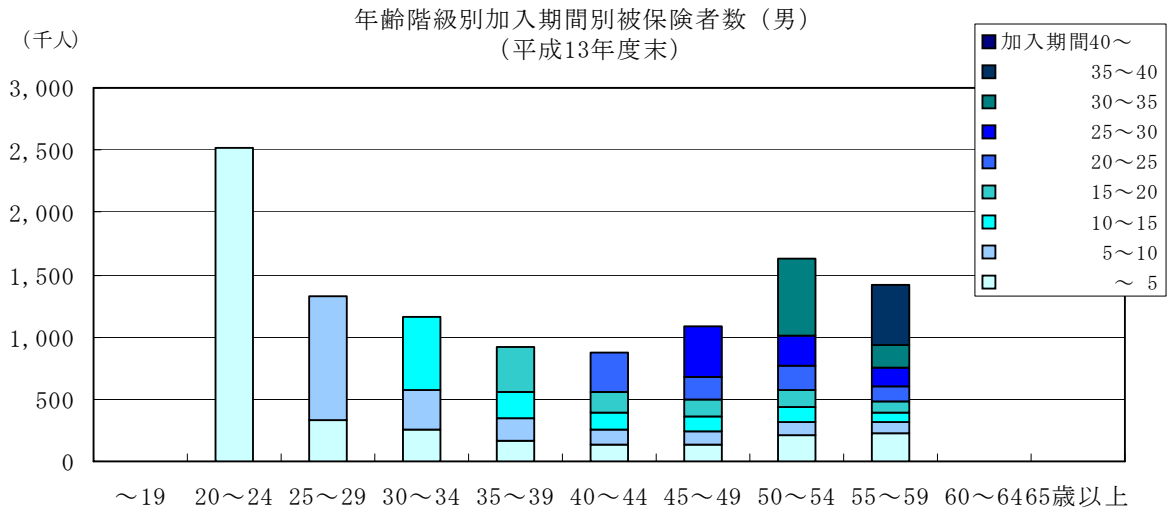


(図表 5-2-3-4) 私学共済の基礎数の概要

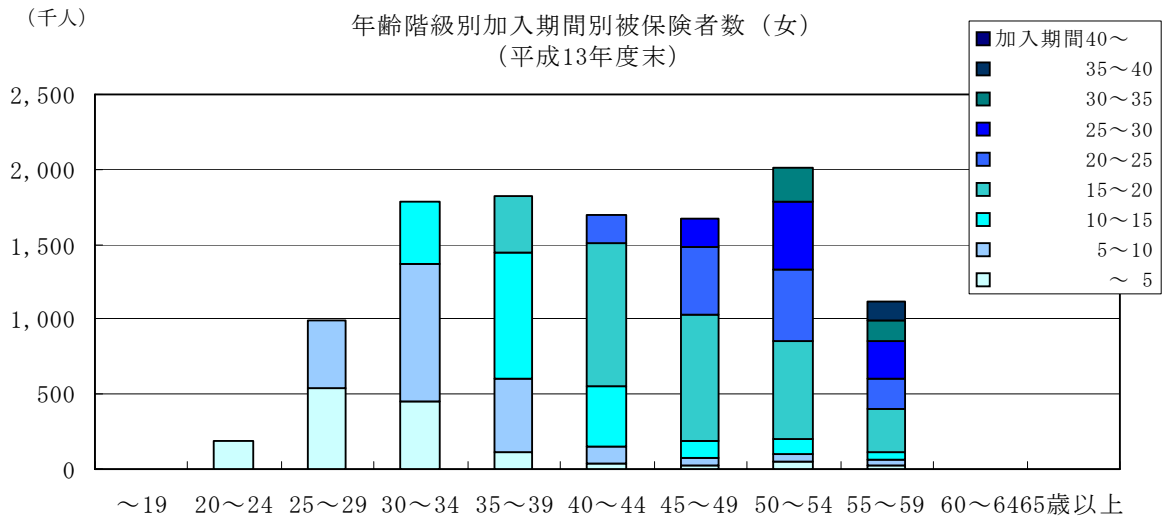
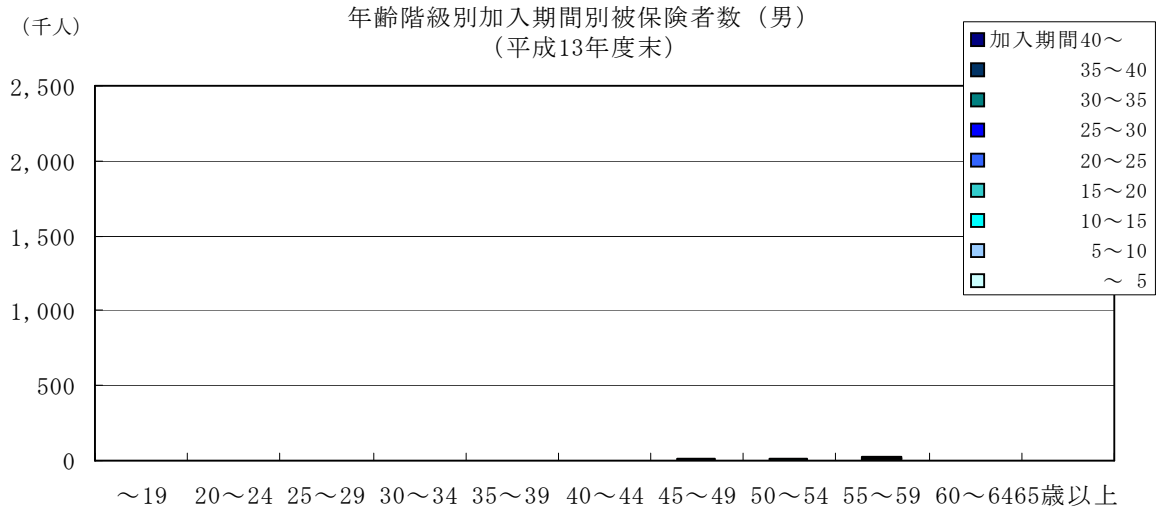




(図表 5-2-3-5) 国民年金（1号）の基礎数の概要



(図表 5-2-3-6) 国民年金（3号）の基礎数の概要



### ③基礎率の設定方法とその数値

基礎数と同じく、基礎率についても制度ごとの特徴をみてみる。

#### ○経済的要素（賃金上昇率、物価上昇率及び運用利回り）

経済的要素である賃金上昇率、物価上昇率及び運用利回りの前提については、旧社会保障制度審議会年金数理部会第2次報告（昭和63年10月）で、「これらの仮定は各制度を通じて統一的なものにしていく必要がある」と指摘されており、平成元年財政再計算以降、各制度とも共通の経済前提を用いて財政再計算を実施している。平成11年財政再計算では、過去の実績の平均をもとに、経済成長率の将来予測などを総合的に勘案して、長期的な経済前提を、運用利回り4.0%、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%と設定していた。

今回の財政再計算では、平成20年度までの経済前提については、内閣府が作成した「改革と展望」に準拠することとし、平成21年度以降の長期的な経済前提については、社会保障審議会年金資金運用分科会における議論などを踏まえ、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映したマクロ経済に関する試算に基づいて、図表5-2-4のように設定している。

(図表 5-2-4) 経済的要素

(単位：%)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009) 以降
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

注：厚生年金、国民年金については、運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これを財投預託分の運用利回り（平成14年度末の預託実績より算出）を勘案した下表の数値となる。

(単位：%)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009) 以降
厚生年金	1.99	1.69	1.81	2.21	2.51	3.0	3.2
国民年金	1.90	1.57	1.74	2.18	2.50	3.0	3.2

○被保険者数・加入者数の見込み

各制度とも、被保険者数の見込みを、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計を基礎として算出している。厚生年金、国共済、地共済は、生産年齢人口を算出の基礎としているが、私学共済は、学種別の被保険者数を、学齢対象人口の減少に応じて減少させている。国民年金は、総人口から被用者年金被保険者を控除することにより作成している。

・厚生年金

厚生年金の被保険者数は、前回の財政再計算において、日本の将来推計人口（平成9年推計）の中位推計、労働力率の見通し（平成10年10月労働省推計）を用いていたが、今回の再計算でも同様に、日本の将来推計人口（平成14年推計）の中位推計（図表5-2-5）、労働力率の見通し（平成14年7月厚生労働省職業安定局推計、図表5-2-6）を用いている。

（図表5-2-5） 日本の将来推計人口中位推計

男		(千人)				
年齢	2000年	2025年	2050年	2075年	2100年	
総数	62,111	58,068	47,526	36,944	30,357	
15～19	3,843	2,784	2,081	1,648	1,478	
20～24	4,318	3,033	2,217	1,747	1,563	
25～29	4,978	3,156	2,396	1,900	1,679	
30～34	4,448	3,240	2,576	2,037	1,747	
35～39	4,106	3,476	2,744	2,142	1,779	
40～44	3,933	3,886	2,902	2,220	1,799	
45～49	4,478	4,255	3,061	2,275	1,820	
50～54	5,222	4,745	3,049	2,329	1,856	
55～59	4,301	4,109	3,018	2,405	1,904	
60～64	3,758	3,652	3,125	2,472	1,929	
65～69	3,365	3,307	3,328	2,492	1,904	
女		(千人)				
年齢	2000年	2025年	2050年	2075年	2100年	
総数	64,815	63,069	53,068	41,534	33,781	
15～19	3,659	2,632	1,965	1,555	1,393	
20～24	4,120	2,868	2,095	1,650	1,476	
25～29	4,831	3,007	2,272	1,802	1,594	
30～34	4,346	3,111	2,465	1,954	1,678	
35～39	4,024	3,366	2,652	2,077	1,730	
40～44	3,881	3,803	2,833	2,175	1,770	
45～49	4,454	4,213	3,017	2,250	1,809	
50～54	5,238	4,831	3,059	2,333	1,868	
55～59	4,449	4,270	3,087	2,454	1,952	
60～64	3,991	3,885	3,277	2,587	2,028	
65～69	3,753	3,658	3,628	2,708	2,078	

(図表 5-2-6) 労働力率の見通し

(平成14年7月)

		推 計		
		実 績	推 計	推 計
		平成12年 (2000)	平成22年 (2010)	平成37年 (2025)
	計	76.4 %	74.5 %	71.4 %
男	15～19	18.4	19.0	20.1
	20～24	72.7	75.1	77.6
	25～29	95.8	95.9	95.9
	30～34	97.7	97.6	97.6
	35～39	97.8	97.8	97.8
	40～44	97.7	97.8	97.8
	45～49	97.3	97.5	97.5
	50～54	96.7	96.9	96.9
	55～59	94.2	94.4	94.4
	60～64	72.6	80.0	85.0
	65～	34.1	31.6	29.5
女	計	49.3	48.3	47.4
	15～19	16.6	17.8	17.8
	20～24	72.7	73.4	73.7
	25～29	69.9	74.9	75.3
	30～34	57.1	63.3	65.0
	35～39	61.4	64.8	67.4
	40～44	69.3	72.5	75.2
	45～49	71.8	74.9	77.0
	50～54	68.2	70.9	73.5
	55～59	58.7	61.8	67.5
	60～64	39.5	45.0	60.5
	65～	14.4	13.5	13.0

・国共済

国共済の被保険者数は、前回の財政再計算において、被保険者数が平成9年度末の被保険者数である112.2万人で一定と仮定した場合、日本の将来推計人口と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合について、作成していた。

今回は、国共済の被保険者数と生産年齢人口（15～64歳人口）との過去の間係をみると、被保険者数の生産年齢人口に対する割合は約40年前よりほぼ一貫して減少してきていることから、直近（平成13～15年度の3年間）の被保険者数の対生産年齢人口割合の減少が将来にわたり続くものとして、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計）による将来の生産年齢人口を基礎として見込んでいる。

#### ・地共済

地共済の被保険者数は、前回の財政再計算において、被保険者数が平成9年度末の被保険者数である332.6万人で一定と仮定した場合、日本の将来推計人口と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合について、作成していた。

今回は、現に直近20年間はその被保険者数が減少傾向にあることや、近い将来市町村合併の進捗などにより足下の見込みとしてもさらに減少すると見込まれることなどを勘案して、今後20年間はこの減少傾向が続くものとして被保険者数を見込むこととし、その後は、地共済の被保険者数の生産年齢人口に占める割合が一定であるという仮定を置くこととした。

#### ・私学共済

私学共済の被保険者数は、前回の財政再計算において、平成14年度以降、被保険者数が42.3万人で一定と仮定した場合、学齢人口と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で被保険者数が減少すると仮定した場合について、作成していた。

今回は、学種ごとの被保険者数を各年の「日本の将来推計人口」における中位推計に基づく学齢対象人口の減少に応じて減少させることとした。ただし、既に学齢対象人口は減少しているにもかかわらず、平成16年度現在依然として被保険者が増加している状況にかんがみ、平成17年度から平成19年度の3年間については、平成16年度末実績見込の被保険者数で一定とした。このことは前回再計算の学齢対象人口比例モデルにおいて、平成15年度末に被保険者数が減少すると見込んだところ実績では増加し、見込みと実績が大きく乖離したことにも配慮したものである。

被保険者数の見通しをまとめたのが図表5-2-7である。

(図表 5-2-7) 被保険者数の見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済		地共済		私学共済	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
	百万人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
2005	32.3	879	194	1,948	1,144	212	231
2010	31.7	831	184	1,797	1,115	201	219
2015	30.9	771	170	1,637	1,051	196	210
2020	30.2	728	161	1,516	1,009	191	202
2025	29.6	693	153	1,430	986	180	190
2030	28.4	654	145	1,367	957	168	178
2035	26.9	607	134	1,292	909	157	168
2040	25.1	551	122	1,198	839	147	158
2045	23.6	505	112	1,121	787	140	150
2050	22.3	467	103	1,057	743	134	143
2055	21.2	436	96	1,006	709	128	136
2060	20.2	408	90	959	677	121	130
2065	19.2	380	84	911	645	115	124
2070	18.2	353	78	864	611	109	120
2075	17.3	330	73	823	581	106	117
2080	16.5	309	68	787	555	104	114
2085	15.8	291	64	756	533	102	111
2090	15.2	275	61	728	515	100	109
2095	14.7	261	58	703	499	97	107
2100	14.2	247	55	681	484	96	106

被保険者数の見込みについて、厚生年金では、男女別に将来推計人口や労働力率を用いて推計している。この中では、図表 5-2-6 にあるように、女性が引き続き労働市場へ参入し、労働力率が上昇すると見込んでいる。しかしながら、各共済では、将来推計人口と同様の傾向で男女計の被保険者数を推計してあるが、男女別の被保険者数を推計する際には、「男女比は、平成 15 年度末現在の被保険者数の実績により一定としている(国共済)」、「男女別の被保険者数については、直近 3 年間の男女別新規加入者の割合の実績と同率で将来の男女別新規加入者が加入するものとして算定した(地共済)」、「学種別の被保険者数を各年の学齢対象人口の減少に応じて減少させることとした(私学共済)」などとしており、女性の労働力率の上昇は反映されていない。

### ○加入年齢分布率

加入年齢分布率について、国共済、地共済、私学共済では使用しているが、厚生年金、国民年金では使用していない。これは、新規加入者の発生方法については、共済では、新規加入者数を年齢別に割り振る方法で推計しているのに対し、厚生年金では、年齢別に被保険者数から残存被保険者数（前年度から引き続き被保険者である者の数）と再加入者数を控除して推計しており、推計において加入年齢分布を必要としないためである。

### ○総脱退力

厚生年金、私学共済、国民年金は総脱退力を、国共済、地共済は総脱退率を用いている。いずれの制度も、前年度末の被保険者数と総脱退力（率）から総脱退者数を推計している。比較のため、厚生年金、私学共済、国民年金について近似式で脱退率に変換したものを<sup>1</sup>を作成し、制度ごとにみたものが図表 5-2-8 である。

これによると、20 歳から 25 歳のところで、国民年金第 1 号被保険者の総脱退率が男女とも高い他は、60 歳まで 0.1 より低い程度で推移しているが、60 歳以降で増加している。とりわけ、国共済、地共済は 60 歳で 0.5 を超えており、半数以上が脱退することを意味している。これは、一般の公務員の停年が 60 歳によるためと考えられる。なお、私学共済については、加入年齢グループ別に総脱退力を作成しているが、ここでは 22 歳（20～24 歳で加入）の総脱退力で比較している。

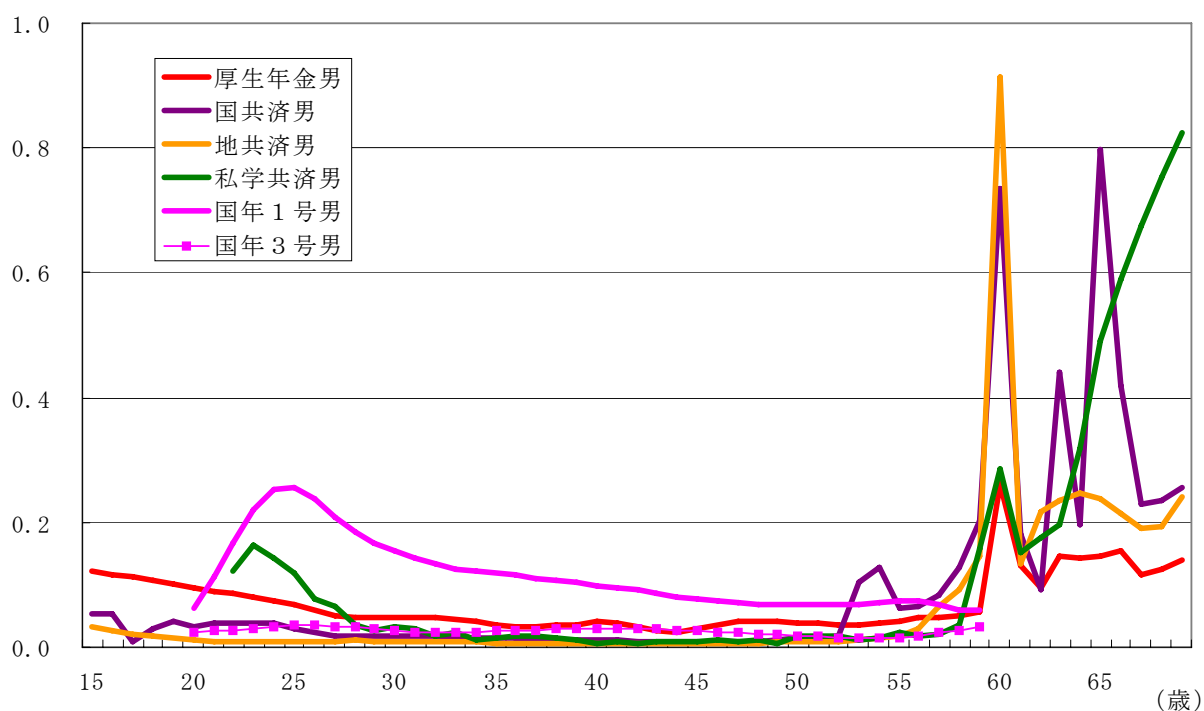
---

<sup>1</sup> 両者には、近似的に脱退率  $\div$   $2 \times$  脱退力  $\div$  (2 + 脱退力) の関係がある。

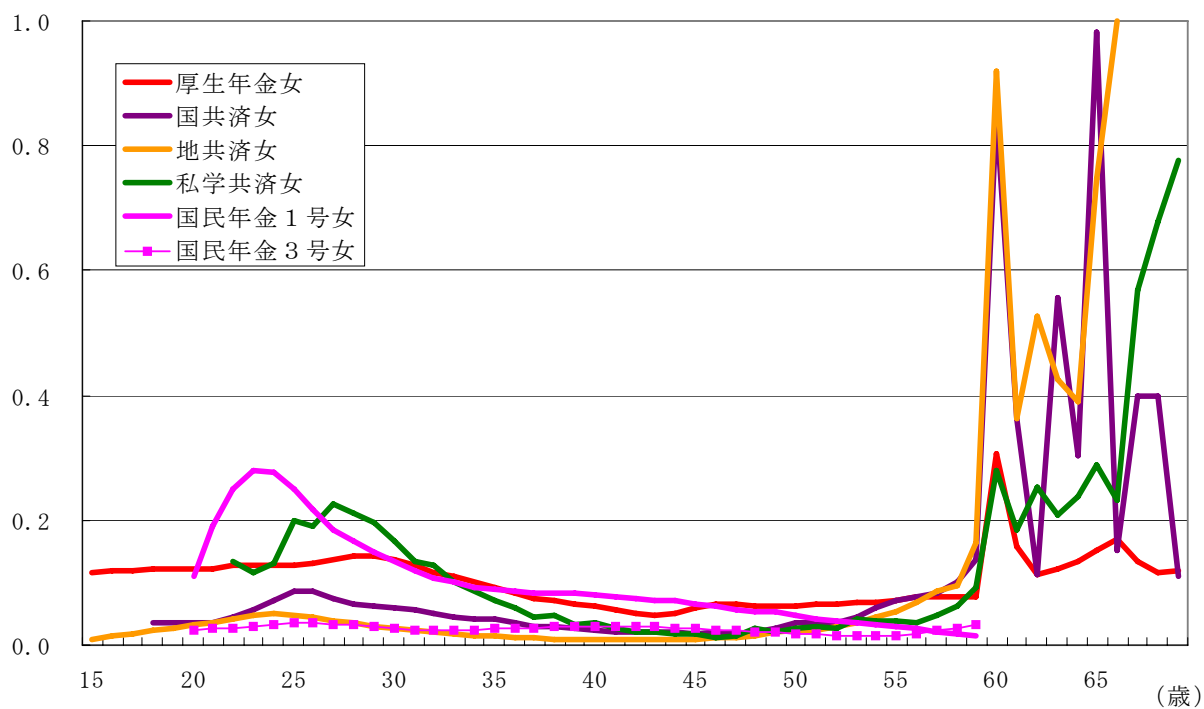


(图表 5-2-8) 総脱退率

(1) 男



(2) 女

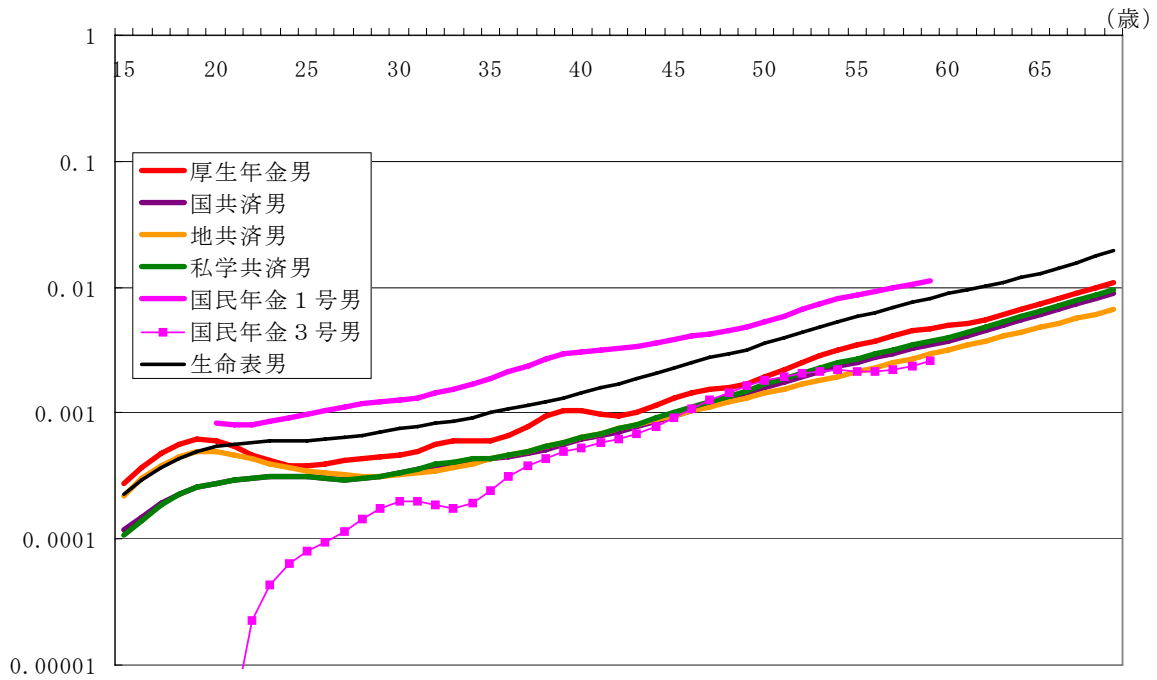


○死亡脱退力

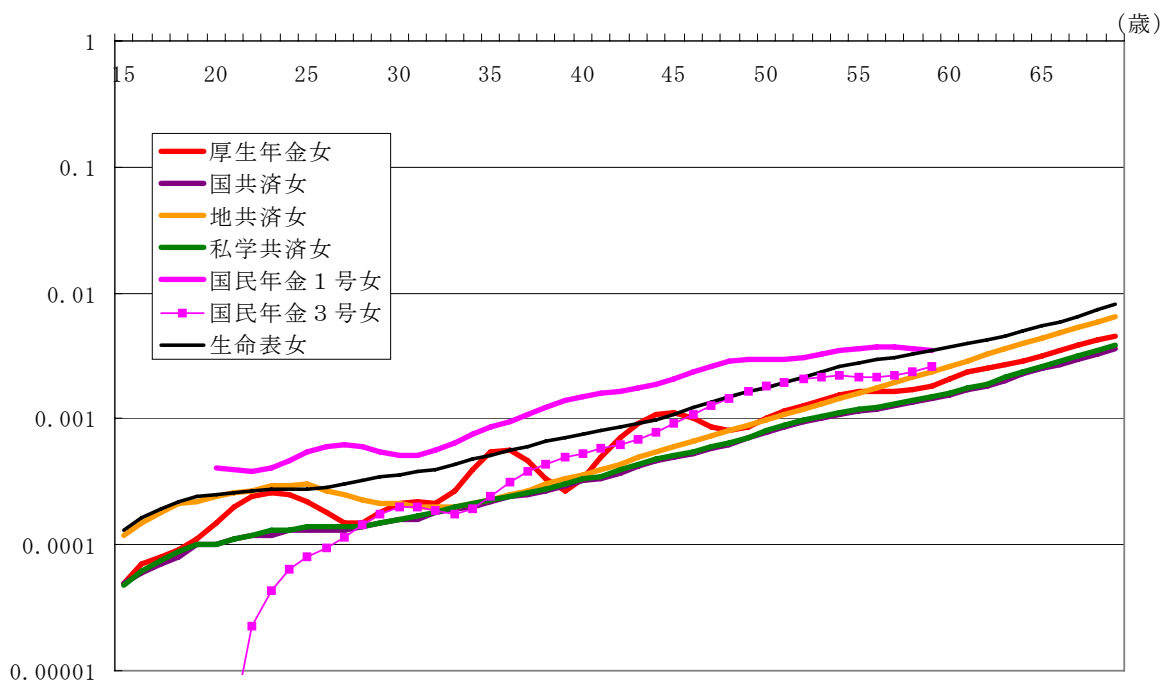
全制度で、被保険者数から死亡脱退者数を算出するため、死亡脱退力を用いている。具体的な値は図表 5-2-9 のとおりである。参考のため、第 19 回生命表の死力の系列も入れているが、総じて国民年金第一号被保険者については生命表より高く、それ以外の制度ではやや低いといえる。

(図表 5-2-9) 死亡脱退力

(1) 男



(2) 女

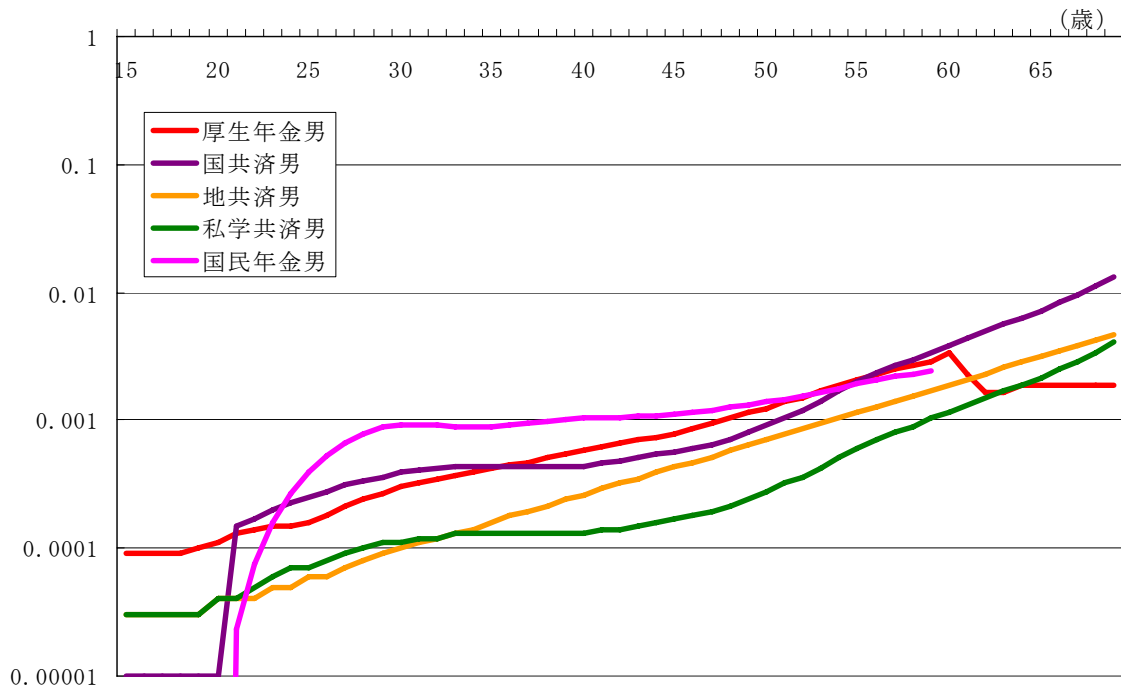


○障害脱退力（障害年金発生力）

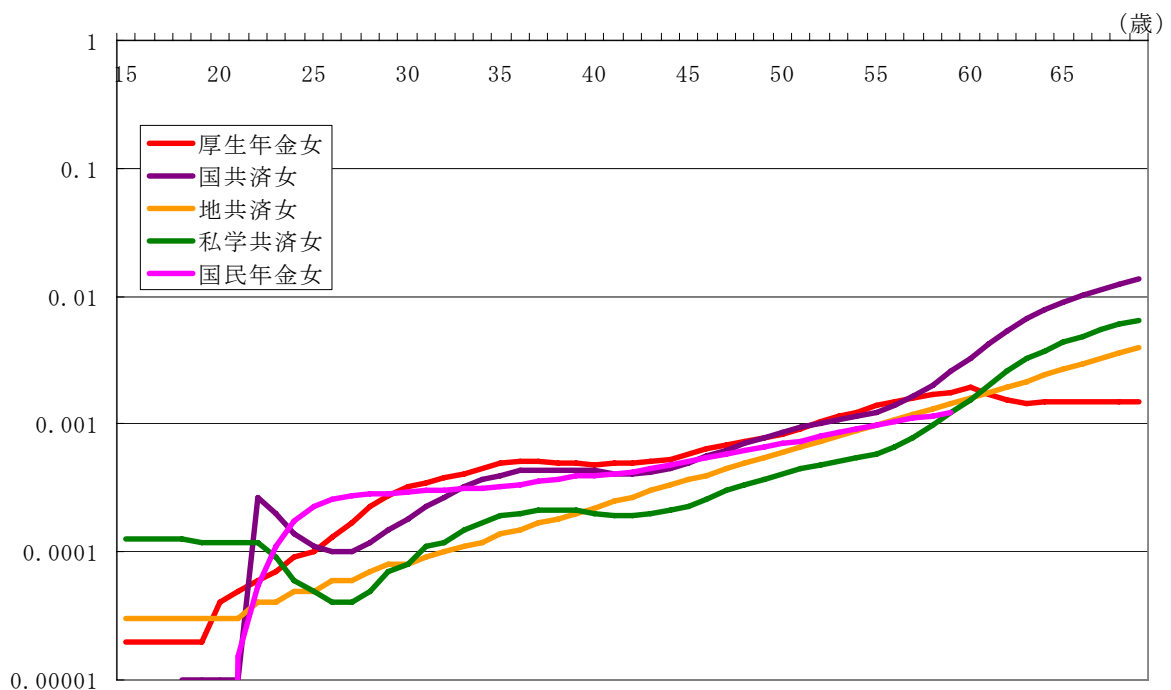
死亡脱退力と同様に、全制度で、被保険者数から障害脱退者数を算出するため、障害脱退力を用いている。具体的な値は図表 5-2-10 のとおりであるが、いずれも、おおむね年齢を追うごとに高くなっている。

(図表 5-2-10) 障害脱退力

(1) 男



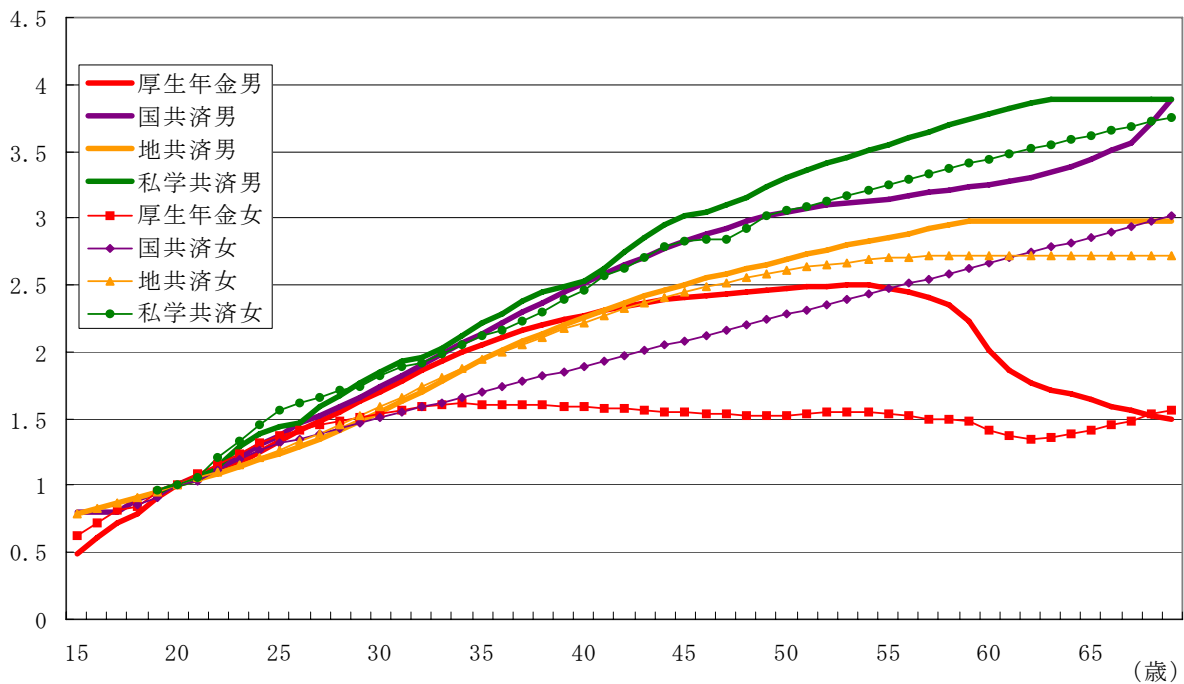
(2) 女



### ○標準報酬指数

報酬の概念のない国民年金を除く全制度で、年齢の変化に伴う賃金の変動を推計するため、標準報酬指数を用いている。国共済、地共済、私学共済では、標準報酬月額について指数化しているが、厚生年金ではボーナスを含めた標準報酬総額ベースで指数を作成している。制度により基準（＝1）とする年齢が異なるため、20歳を1として変換したものを図表5-2-11に示した。これによると、厚生年金女以外は同じ程度で上昇し続けているが、厚生年金女は、30歳あたりから横ばいとなる。また、厚生年金男は、55歳を過ぎたところから急激に減少する。

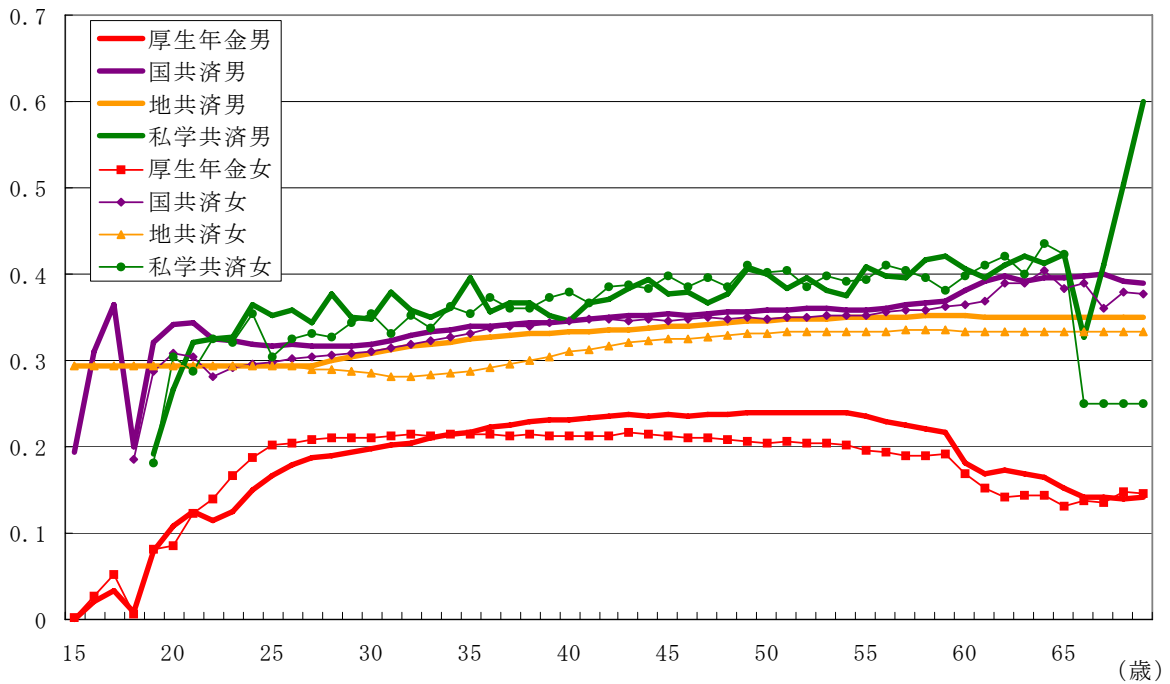
（図表5-2-11） 標準報酬指数



### ○ボーナス支給割合

報酬の概念のない国民年金を除く全制度で、期末手当等の額を算出するためにボーナス支給割合を用いている。国共済、地共済、私学共済ではボーナス支給割合を用いてボーナスの額を推計しているのに対し、厚生年金では、報酬指数を推計するためにボーナス支給割合を用いている。年齢別のボーナス支給割合をグラフにしたのが図表5-2-12である。これによると、国共済、地共済、私学共済は、ほぼ0.3～0.4程度であるが、厚生年金では、20歳前や60歳後でやや低く、その他でも0.2程度となっている。

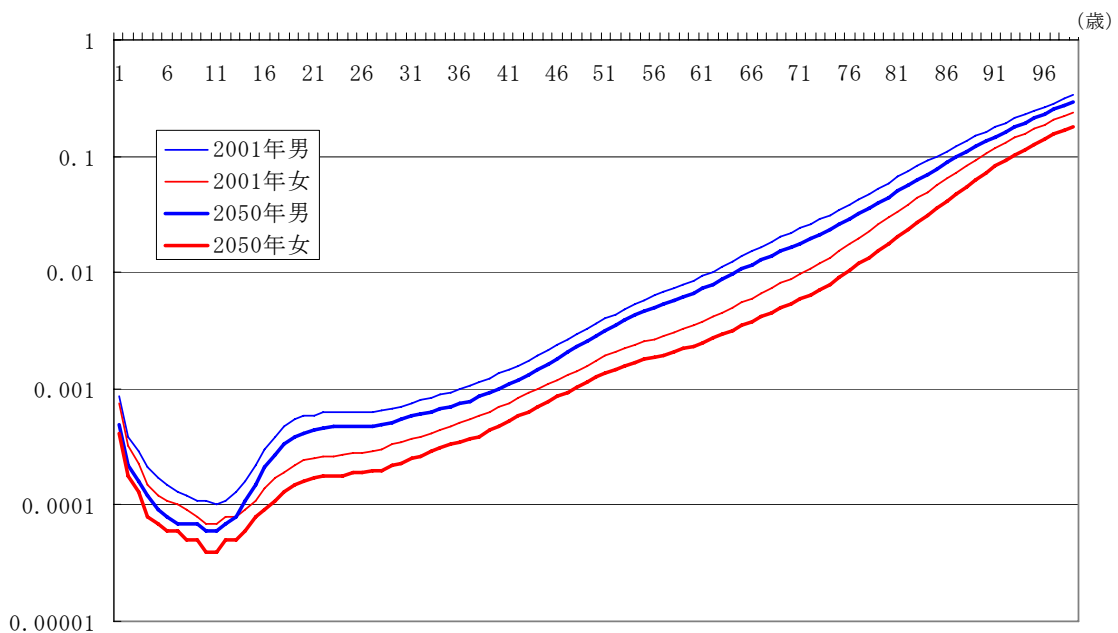
(図表 5-2-12) ボーナス支給割合



○年金失権率（老齢、障害、遺族）

受給権者数から失権者数を算出するため、全制度で年金失権率を用いている。将来推計人口において死亡率の改善を見込んでいることから、いずれの制度でも、年金失権率についても推計人口の死亡率の改善に合わせて改善することとしている。将来人口推計の死亡率の改善をみたものが図表 5-2-13 である。

(図表 5-2-13) 将来推計人口の死亡率の推移

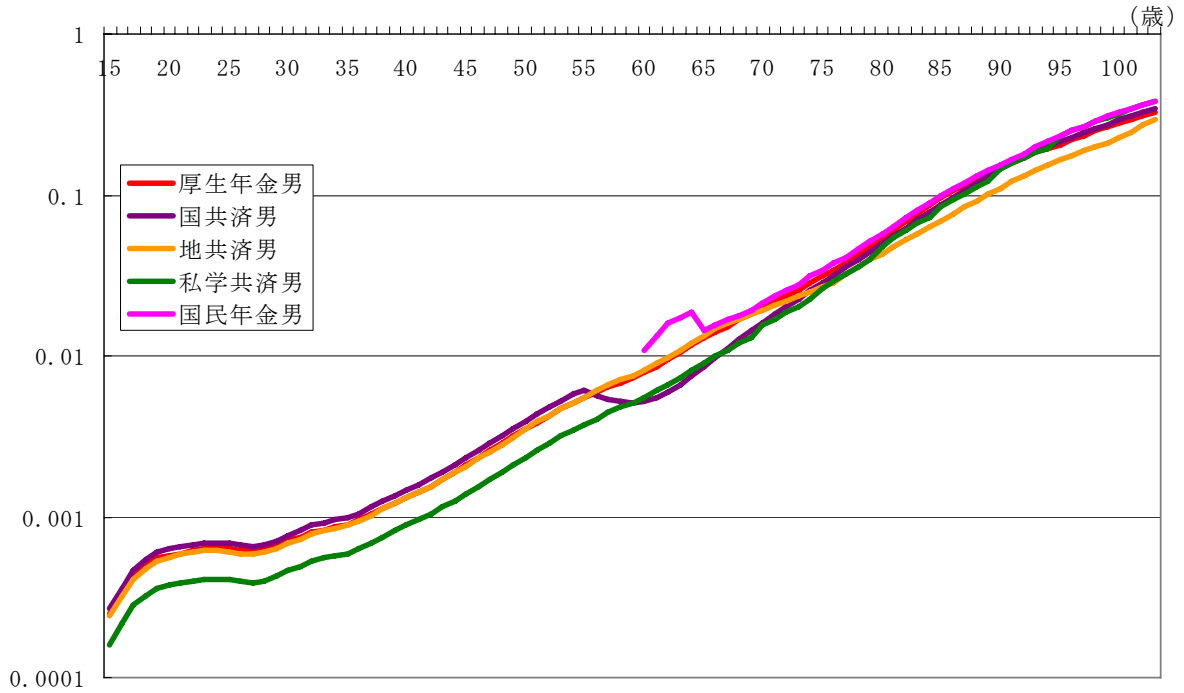


推計開始年度における年金失権率をグラフにしたものが図表 5-2-14 である。

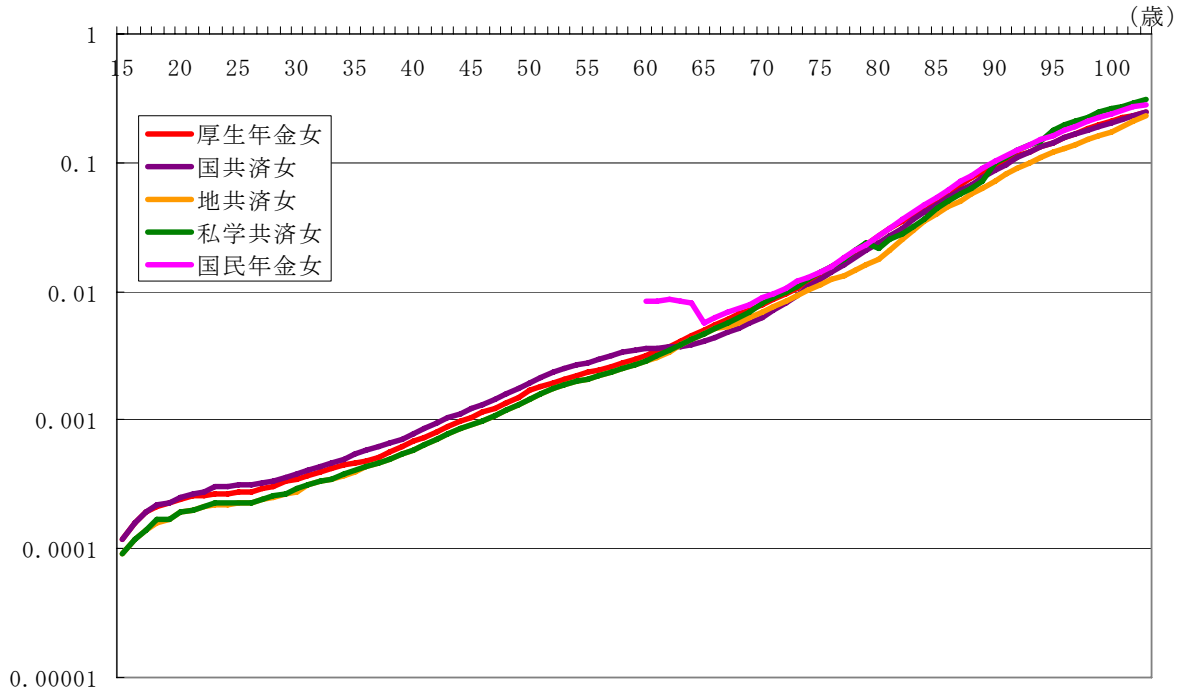
老齢年金失権率については、全制度とも年齢を追うごとに増加し、その値もほぼ同じである。

(図表 5-2-14-1) 老齢年金失権率

(1) 男



(2) 女

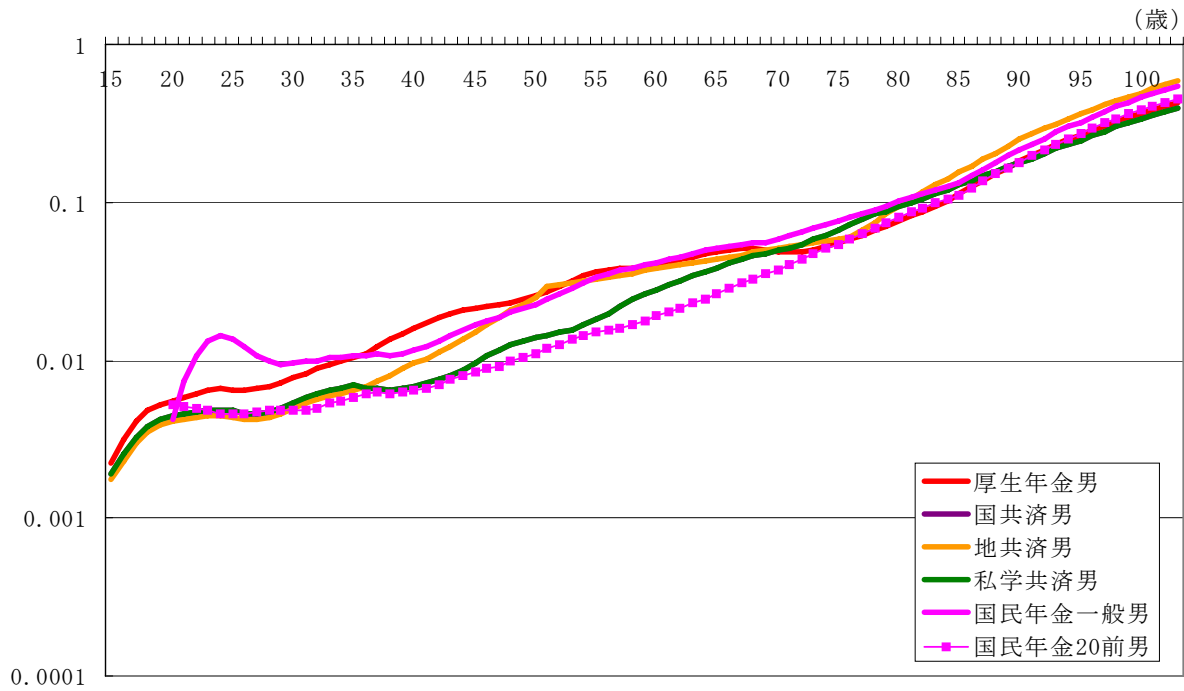


注：厚年、国共、地共、私学については、待期者の死亡率と共通に使用している数値である。

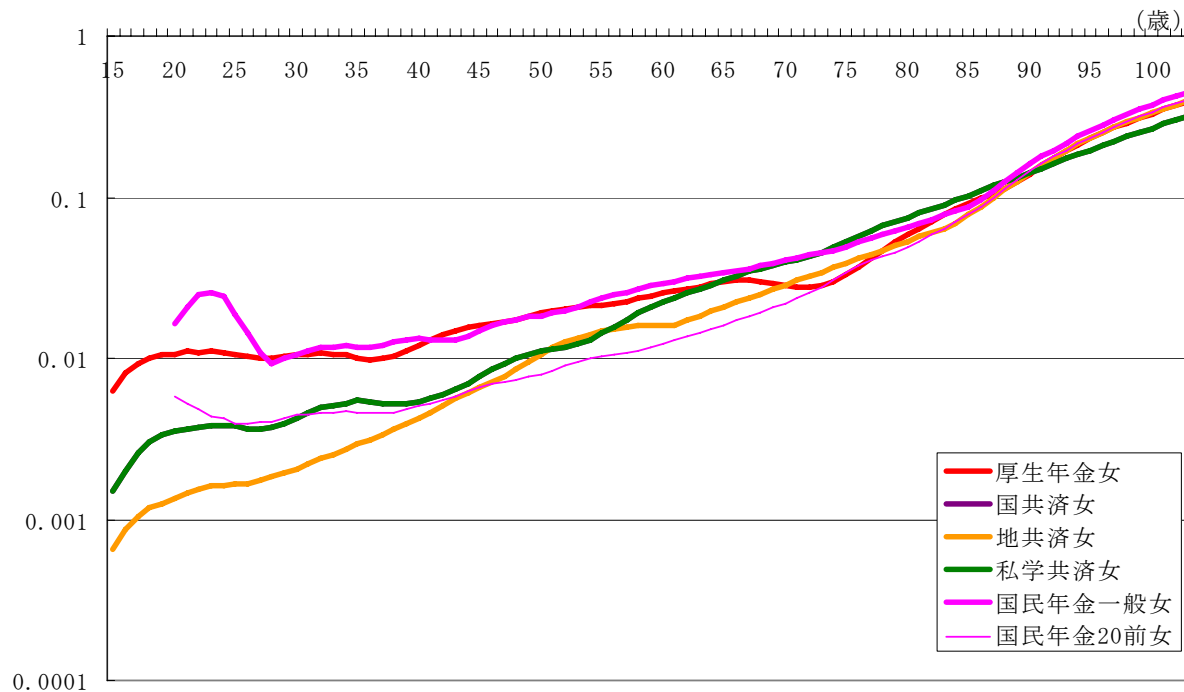
障害年金失権率は、制度によって若干数値に違いはあるものの、老齢年金失権率と同様に、年齢を追うごとに増加している。

(図表 5-2-14-2) 障害年金失権率

(1) 男



(2) 女



遺族年金失権率については、厚生年金、国共済、地共済では、遺族年金失権率の性別を、被保険者（若しくは被保険者であった者）の性で管理しているが、私学共済では、遺族年金失権者の性で管理している。このため、比較に際しては、遺族年金失権者の性で比較することにした。

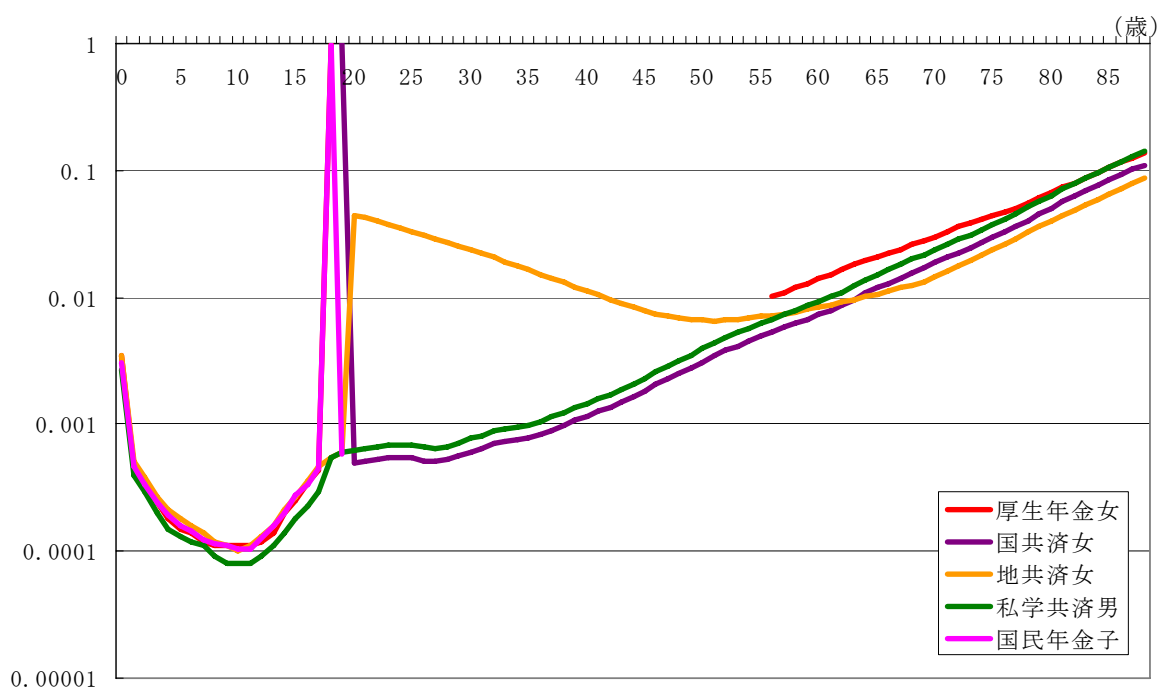
遺族年金受給権者が男の遺族年金失権率は、地共済が国共済、私学共済と比べて20歳から55歳程度まで高い値となっているが、それ以降は厚生年金も含めて同程度となっている。なお、厚生年金については、20歳以前の失権率については、子に対するものである。また、夫に対する遺族年金は55歳以上でないと発生しない（60歳になるまでは全額支給停止）ため、失権率もその間の値は作成していない（共済については、受給権は発生するが、60歳まで全額支給停止）。同様に、国民年金についても、夫には遺族年金が発生しないため、夫の遺族年金失権率は存在しない。

遺族年金受給権者が女である遺族年金失権率を20歳以降についてみると、私学共済は増加し続けているのに対し、厚生年金、国共済、地共済、国民年金については、私学共済より高い水準からいったんは減少し、55歳頃に私学共済と同水準となった後、増加をしている。なお、国民年金の妻の遺族年金失権率が40歳程度から急上昇しているが、これは、基礎年金は、子のある妻にしか遺族年金が出ず、子が18歳に達した日の年度末が終了した時（一定の障害の状態にある子の場合はその子が20歳に達した時）に失権するためである。

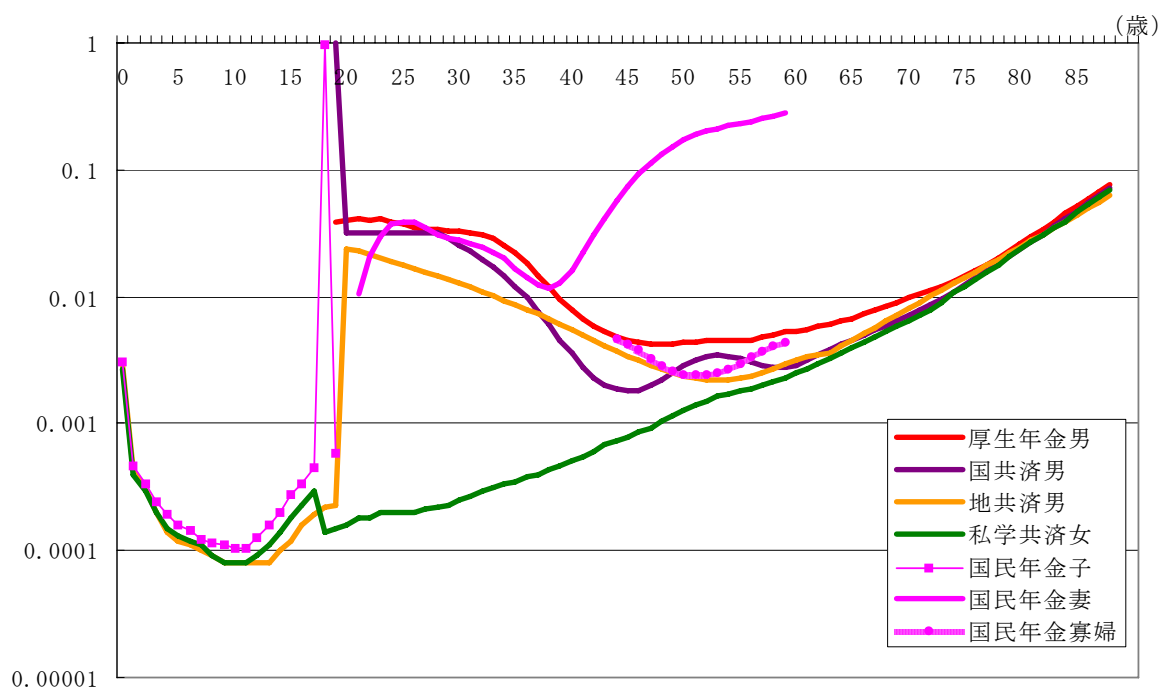


(図表 5-2-14-3) 遺族年金失権率

(1) 遺族年金受給権者が男



(2) 遺族年金受給権者が女



注: 凡例の性別は、各共済年金が基礎率として管理する際の性別である。

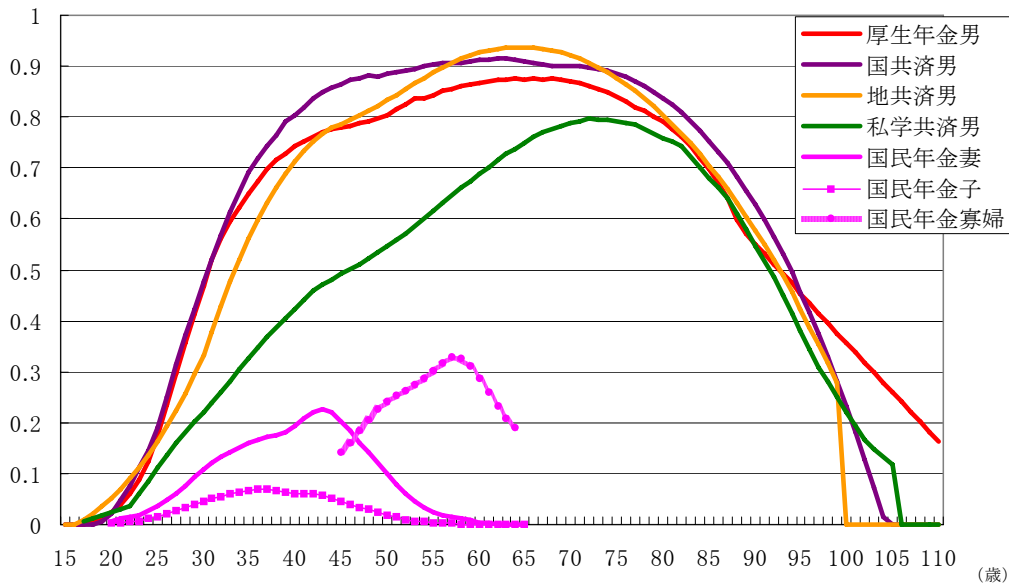
○有遺族率

死亡した被保険者、待期者、受給権者から遺族年金の新規裁定者数を算出するため、国民年金以外の全制度で有遺族率を用いている。国民年金については、同様の数値とし

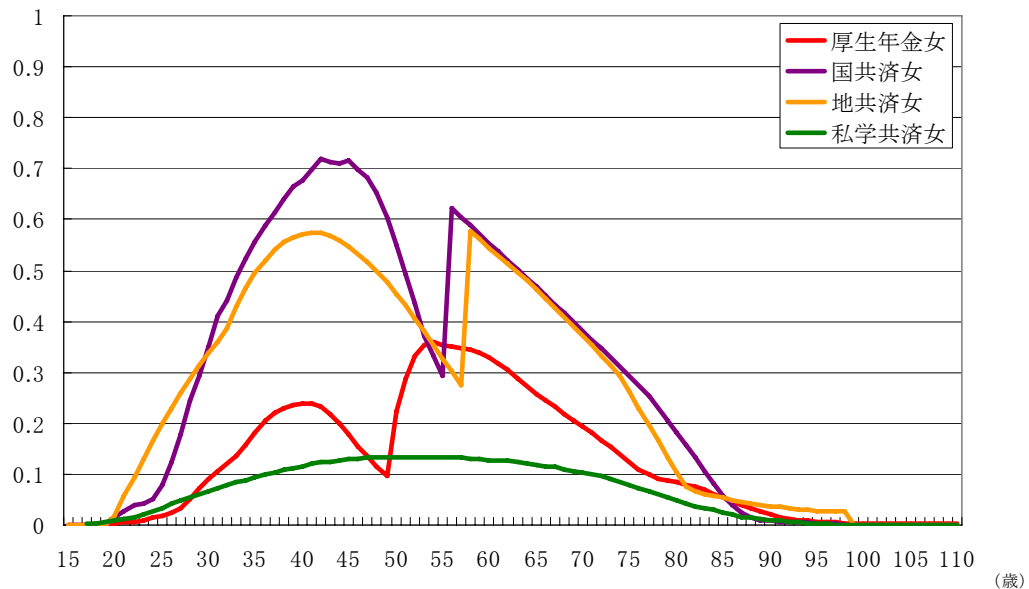
て遺族年金発生割合があるため、これらを併せて比較したのが図表 5-2-15 である。これによると、男の有遺族率は、私学共済は他の制度と比べて若干低いものの、各制度ともおおむね 20 歳から増加をし始め、0.8 から 0.9 でピークを打った後、75 歳前後から減少を始めるといふ「山」を形成している。女の有遺族率は、厚生年金は 40 歳頃をピークに減少し始め、48 歳で急激に増加し、その後はなだらかに減少している。国共済、地共済も、40 歳前後をピークに減少を始め、55 から 57 歳でいったん急激に増加、その後なだらかに減少を続けている。これは、一つめのピークの「山」は子を、急激に増加した以降では夫を遺族とみなしているものと考えられる。私学共済については、50 歳をピークとした「山」が一つだけである。

(図表 5-2-15) 有遺族率

(1) 死亡者が男



(2) 死亡者が女



○被保険者であった者と遺族年金受給権者との年齢相関

遺族年金を発生させる際にどの年齢にするかを定めるために、厚生年金、国共済、国民年金では、被保険者であったものと遺族年金受給権者の年齢相関を用いている。制度によって、遺族の年齢を基礎率としているところと、年齢差を基礎率としているところがあるが、計算方法が違うだけである。

○被扶養配偶率（有3号率）

国共済、地共済、私学共済では、被扶養配偶者数を算出するため、被扶養配偶率（有3号率）を用いている。これは、基礎年金拠出金の算定に必要であるが、厚生年金については、被保険者数算出の際に3号被保険者数も併せて推計しているため、被扶養配偶率は用いていない。

基礎数の設定方法などをまとめたものが図表5-2-16である。なお、私学共済では今回の再計算から基礎数を男女別に作成することとしている。基礎数はこれまでみてきたとおり男女で大きな差があることから、この推計方法の変更は、再計算の精度向上に大きく貢献していると考えられる。

第3章でみたように、財政状況は、基礎率の変更に合わせて大きく変動する可能性がある。このため基礎率を設定には注意を要するが、これまでみたように、今回の再計算で用いられた基礎率は、おおむね実績に基づき作成されており、制度の特性に応じた差を除けば大きな差異はなく、妥当といえる。